

公布された条例のあらまし

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第五八号）

- 1 一般職の職員のうち管理職員以外の職員の平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日までの間における給料月額額の減額割合を一〇〇分の四から一〇〇分の三・五に引き下げることとした。（第一条及び第二条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この条例は、平成二二年四月一日から施行することとした。